

お知らせ

児童手当・児童育成手当



児童手当

子どもが健やかに育つことを目的に、下記の受給資格に該当する養育者へ手当を支給します。申請月の翌月分から支給対象です。

受給中で、現況届の提出が必要な場合には、6月上旬に案内を送付するので、6月中に手続きをしてください。

詳細は区☎をご覧ください。



受給資格 高校生年代(18歳到達後最初の3月31日まで)までの子どもの養育者

手当額(所得制限なし)

対象(※)		手当額(1人当たり月額)
第1・2子	3歳未満	15,000円
	3歳～高校生年代	10,000円
第3子以降	0歳～高校生年代	30,000円

※大学生年代(18歳到達後最初の3月31日の翌日から22歳到達後最初の3月31日まで)以下の子どもから第1子と数える

このような時には手続きを(★公務員は勤務先で手続き)

- 1 子どもが生まれた  
出生の翌日から15日以内に、生計中心者の住所地(★)で手続きをしてください。
- 2 子どものみが区外に転出する
- 3 受取口座を変更したい(受給者名義の口座のみ)
- 4 受給者が公務員になった、公務員でなくなった  
勤務先と住所地の両方で手続きをしてください。手続きが遅れると、返還金や手当を受給できない期間が生じる場合があります。
- 5 子どもが里親に養育されるようになった、施設に入所・退所した
- 6 大学生年代(※)以下の子を3人以上養育している場合で、大学生年代の子の監護相当・生計費負担の状況が変わった

※18歳到達後最初の3月31日の翌日から22歳到達後最初の3月31日まで

☎子ども若者課児童手当・医療証係  
(☎5722-9162、☎5722-9328)

児童育成手当(育成手当・障害手当)

ひとり親や障害がある子どもの養育者などに対し、手当を支給します。下記の受給資格に該当するかたは、子ども若者課に相談し、来庁の上、申請の手続きをしてください。申請月の翌月分から手当の支給対象です。

受給中のかたには、現況届を6月上旬に送付します。6月中に手続きをしてください。詳細は区☎をご覧ください。



育成手当

受給資格 次の①②いずれかに該当する高校生年代(18歳到達後最初の3月31日まで)までの子どもの養育者

※所得制限(下表)あり

① 父母が離婚・死亡・未婚などにより、ひとり親の状態にある(父または母が事実上の婚姻関係にある場合を除く)

② 父または母に重度の障害がある

手当額 子ども1人当たり月額13,500円

障害手当

受給資格 心身に中度以上の障害がある20歳未満の子どもの養育者

※所得制限(下表)あり

手当額 子ども1人当たり月額15,500円

児童育成手当所得制限(6年中の所得)

扶養人数	限度額
0人	360万4千円
1人	398万4千円
2人	436万4千円
3人	474万4千円

※3人目以降扶養人数が1人増すごとに、38万円を加算  
※所得は、年間収入から給与所得控除または必要経費、医療費控除、ひとり親控除などを差し引いたもの

☎子ども若者課育成給付係  
(☎5722-9645、☎5722-9328)

お知らせ

目指せ元気な100歳  
フレイル予防プロジェクト

フレイルサポーター養成講座

毎日を元気に過ごすために、フレイル予防を広める、フレイルサポーターになりませんか。

2日間の養成講座を受講すると、フレイルサポーターに認定

され、フレイルチェック会(右記参照)に携わっていただけます。運営やフレイルチェックの技術習得のため、練習会にもご参加ください。

	日時	
養成講座	6月11日(水)・12日(木)。全2回	13:00~
練習会	6月16日(月)・26日(木)	16:00

場総合庁舎本館2階大会議室

内フレイル予防の知識とフレイル測定方法の習得

対ボランティアとして活動できる区内在住・在勤者 定20人程度(抽選)

申電話で、5月2~23日に、介護保険課介護予防係(☎5722-9608、☎5722-9716)へ



フレイルとは、加齢により心身の機能が低下した状態です。

フレイル予防プロジェクトは、東京大学高齢社会総合研究機構が開発した科学的根拠に基づくプログラムを実施して、高齢者の健康長寿やシニア世代の活躍を応援する取り組みです。

フレイルチェック会

フレイルの状態を、チェックシートや測定機器を使って確認します。フレイルサポーターがフレイル予防のポイントをお伝えします。



チェックシート



測定機器での確認

時6月2日(月)14:00~16:00

場北部地区サービス事務所(大橋1-5-1 クロスエアタワー9階)

対おおむね65歳以上の区内在住者

定20人(先着)

申5月2日から、電話で、介護保険課介護予防係(☎5722-9608、☎5722-9716)へ



☎介護保険課介護予防係(☎5722-9608、☎5722-9716)